

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社 会 福 祉 法 人 清 流 苑

社会福祉法人 清流苑

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流苑の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。なお、施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う事ができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事（監事）が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費に加え、日当を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監査業務等を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費は、これを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 出張旅費については、別表2に定める。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表1（日額）理事会・評議員会出席報酬等

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	50 k m未満 1,000 円
		50 k m以上 2,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	50 k m未満 1,000 円
		50 k m以上 2,000 円

別表2（日額）業務報酬

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000 円	実費
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	実費
監事監査指導報酬等	10,000 円	実費
出張及び研修等参加	6,500 円	実費